

# 今年も「協会けんぽの健診」で健康チェック！

ご本人(被保険者)さまには

## 生活習慣病予防健診



自己負担額 最高 **6,843 円**

※付加健診、乳がん・子宮頸部がん検診などもございます

- ①平成25年4月以降に35歳～74歳の方が対象
- ②年に1回、協会けんぽが費用を助成
- ③がん検診を含めた充実した検査項目

(生年月日が昭和53年4月2日から昭和14年4月1日の方が対象です)

平成25年4月以降に満35歳から満74歳になる方で、協会けんぽ加入のご本人(被保険者)さまが対象となります。

- ① 医師の指示により、眼底検査を受けることができます。※
- ② 一般健診を受診する女性(40歳～74歳の偶数年齢の方)は、乳がん検診を受診することができます。※
- ③ 一般検診を受診する女性(36歳～74歳の偶数年齢の方)は、子宮頸がん検診を受診することができます。※
- ④ 36歳・38歳の女性は、子宮頸がん検診の単独受診も可能です。※  
※ 別途料金が発生いたします。

主な検査内容:尿、便潜血反応、血液一般、血糖、尿酸、肝機能、心電図、胸部・胃部レントゲン検査など

ご家族(被扶養者)さまには

## 特定健診



※費用負担額については、健診実施機関により自己負担額が異なりますので、協会けんぽ北海道支部ホームページをご確認いただくか、健診実施機関に直接お問い合わせください。

※健診費用が6,325円未満の場合、負担はありません。

主な検査内容:問診、身体測定(身長・体重・腹囲測定)、血圧測定、尿検査、血液検査(肝機能・脂質・血糖)など

- ①平成25年4月以降に40歳～74歳の方が対象
- ②年に1回、協会けんぽが費用を助成
- ③スグに使える受診券を、4月中にご自宅に送付

(生年月日が昭和48年4月2日から昭和14年4月1日の方が対象です)

【受診券の送付について】

○平成24年12月下旬までに、年金事務所で登録された「ご本人(被保険者)さま」の住所に、4月中に直接送付いたします。

○ご家族(被扶養者)さまが、ご本人さまと別居されている場合は、お手数をおかけしますが、ご本人さまよりお渡しいたきますようご説明をお願いいたします。

○「あて所不明」等の理由で協会けんぽに返送された受診券は、後日、事業所さまへ送付いたしますのでお手数をおかけいたしますが、ご本人さまにお渡しいたきますようお願いいたします。

お手元に届かない場合は、年金事務所で登録された住所と現住所が異なる場合があります。事業所経由で「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」をご提出ください。

協会けんぽ  
北海道支部の  
平成25年度  
保険料率

## 平成25年度保険料率のお知らせ

全国健康保険協会北海道支部の健康保険料率は、10.12%に、介護保険料率は1.55%に据え置きとなりました。

引き続き、協会けんぽ北海道支部では、将来的な保険料率の低減に向けて、保険者として「健診・保健指導」「ジェネリック医薬品の使用促進」など医療費適正化対策に積極的に取り組んでまいります。

詳しくは、協会けんぽ北海道支部にお問い合わせください



全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

北海道札幌市北区北7条西4丁目3-1 新北海道ビル 4F  
TEL(011)726-0352(代表) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# 事業者健診結果のご提供をお願いいたします

## ■快適な職場づくりの第一歩は、従業員の皆さまの健康づくりから始まります

平成20年度から開始された特定健診では内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣の予防に重点が置かれています。健診を受け、健診結果に基づき生活習慣を見直すことで、予防・改善することが可能です。

そこで、協会けんぽでは40歳以上の従業員の皆さまの健康を支援するため、特定保健指導(健診後のサポート)を無料で実施しております。しかしながら、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)を受診された方は、協会けんぽにおいてその健診結果を把握できないことから、事業主さまに定期健康診断の結果のご提供をお願いしております。



## ■健診結果をご提供いただくことにより次のメリットがあります

- ①協会けんぽの保健師・管理栄養士による「無料の特定保健指導(健康サポート)」を利用できます。  
受診者さま一人ひとりの健診結果に応じた保健指導を行うため、生活スタイルに合った適切なアドバイスが受けられます。また、当協会の保健師が、受診者さまのご都合のよい日程に合わせて事業所さまを訪問いたします。
- ②「特定保健指導」を利用することで、将来的な北海道支部の保険料率の低減につながります。  
より多くの皆さまが特定保健指導(健診後の健康サポート)を利用し、健診で見つかった疾病の重症化を防ぐことで将来的な医療費伸びの抑制(適正化)が図られ、将来的な北海道支部の保険料率の低減につながります。

## ■健診結果(個人情報)のご提供について～従業員の皆さまに予めお知らせください～

健診結果を協会けんぽへご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」で認められておりますので、事業主さまが法的な責任を問われることはありません。

しかし、誤解によるトラブルを防ぐために、対象となる従業員の皆さまには健診結果データを協会けんぽへ提供することを、予めお知らせください。

## ■データ提供の対象者

対象者:40歳以上75歳未満で定期健康診断(事業者健診)を受診された、協会けんぽのご本人(被保険者)さま  
※なお、「40歳未満の方」や「生活習慣病予防健診を受診された方」の健診結果はご提供いただく必要はありません。

## ■ご提供いただきたい項目

### 1. 基本データ

- 健康保険被保険者証の記号番号
- 氏名(カナ)○生年月日○性別
- 健診機関名および健診機関コード番号
- 健診受診日

### 2. 健診結果の項目

- 身長○体重○BMI○腹囲○血圧
- 脂質(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- 空腹時血糖(又はヘモグロビンA1c)
- 肝機能(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)
- 尿検査(尿糖、尿たんぱく)

### 3. 問診項目

- 服薬情報(糖尿病・血圧・脂質異常)
- 喫煙歴

※特定保健指導の対象を特定するためには、服薬情報・喫煙歴の情報が必要となりますので、健診結果に服薬情報や喫煙歴の情報などの回答結果が掲載されていない場合は、お手数ですが、「問診票ファイル」※を受診者さまにご記入いただき、「データ提供依頼書(同意書)」※と併せて提出をお願いいたします。(※協会ホームページに掲載しております。【URL】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

## ■事業者健診データ提供の流れ

- ① 定期健康診断(事業者健診)終了後、事業主さまが「データ提供依頼書(同意書)」※を記載のうえ、協会けんぽ北海道支部へ郵送してください。(※協会けんぽホームページに掲載しております。【URL】<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)
- ② 協会けんぽ北海道支部と定期健康診断(事業者健診)を行った健診機関の双方が「個人情報保護」の徹底を図りながら、健診結果データの提供に関する覚書を締結します。
- ③ 健診機関から協会けんぽ北海道支部へ、健康診断(事業者健診)結果のデータを受領します。
- ④ 「データ提供依頼書(同意書)」に特定保健指導を希望された事業所さまについては、特定保健指導の対象者さまがいる場合、後日事業所さまと協会けんぽ北海道支部とで特定保健指導の日程調整を行います。

**健診結果の提供について、事業主さまの特段のご理解とご協力をお願いいたします。**

お問い合わせ 全国健康保険協会北海道支部 保健グループ ☎011-726-0361